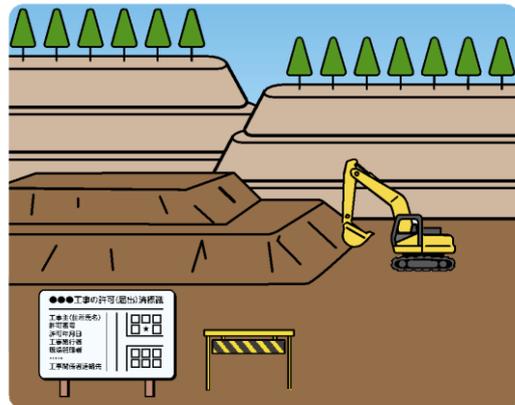


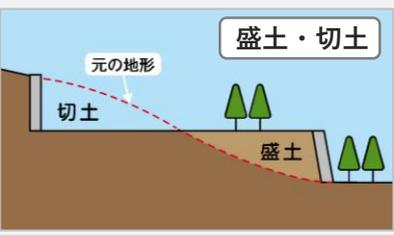
令和7年5月1日から

盛土等には知事の許可が必要になります。

- 令和5年5月26日「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」が施行されました。
- 鹿児島県では、令和7年5月1日に規制区域を指定し、規制を開始します。
（※ 鹿児島市を除きます。鹿児島市（中核市）の区域指定や規制は、鹿児島市長が実施します。）



盛土等とは？ … 盛土・切土・土石の仮置きのこと



- (例)
- ・ 宅地造成するための盛土・切土
 - ・ 太陽光発電施設の設置のための盛土・切土
 - ・ 残土処分場における盛土・切土
 - ・ 土石のストックヤードにおける仮置き など

規制区域の種類

鹿児島県は、「県内全域（鹿児島市を除く）」を次の2種類の規制区域のいずれかに指定します。
（※規制区域については、県ホームページで公表しています。）



裏面の「許可・届出対象規模」や「注意事項」もご覧ください。➡

許可・届出対象となる盛土等の規模と手続き

規制区域内で盛土等を行う場合は、あらかじめ鹿児島県知事の許可が必要となります。

● 技術的基準への適合や工事主の資力・信用、工事施行者の能力について審査を実施

● 許可にあたり、土地の所有者等全員の同意および周辺住民への事前周知を要件化

* 宅地だけでなく農地・森林等における盛土・切土や単なる土捨て行為・一時的な堆積についても規制対象となります。

* 都市計画法に基づく開発許可を受けた場合は、盛土規制法に基づく許可を受けたものとみなされます。

		宅地造成等工事規制区域内で 許可 が必要なもの				
宅地造成等工事規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	要件 ①盛土で高さが 1m超 の崖を生ずるもの	要件 ②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	要件 ③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 の崖を生ずるもの(①,②を除く)	要件 ④盛土で高さが 2m超 となるもの(①,③を除く)	要件 ⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 となるもの(①~④を除く)
	イメージ図					
土石の堆積	要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの		⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの		
	イメージ図					

		特定盛土等規制区域で 許可 または 届出 が必要なもの				
特定盛土等規制区域	土地の形質の変更 (盛土・切土)	要件 ①盛土で高さが 2m超 1m超 の崖を生ずるもの	要件 ②切土で高さが 5m超 2m超 の崖を生ずるもの	要件 ③盛土と切土を同時に行い、高さが 5m超 2m超 の崖を生ずるもの(①,②を除く)	要件 ④盛土で高さが 5m超 2m超 となるもの(①,③を除く)	要件 ⑤盛土又は切土をする土地の面積が 3,000㎡超 500㎡超 となるもの(①~④を除く)
	イメージ図					
土石の堆積	要件	⑥最大時に堆積する高さが 5m超 2m超 かつ面積が 1,500㎡超 300㎡超 となるもの		⑦最大時に堆積する面積が 3,000㎡超 500㎡超 となるもの		
	イメージ図					

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30°を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

● 道路、公園、河川等の公共施設用地内で行われる盛土等については、盛土規制法は適用されません。また、以下のような場合は、盛土規制法に基づく許可手続きが不要となります。

- ・ 工事の施行に付随して行われるものであって、当該工事に使用する土石又は当該工事で発生した土石を当該工事の現場又はその付近に一時的に堆積するもの
- ・ 農地等で行われる通常の営農行為 など

注意事項 よくお読みください

■ 規制開始日時点で、工事中の盛土等は届出が必要です。

規制区域の指定日（令和7年5月1日）時点で、盛土規制法の許可の対象となる工事（盛土・切土や一時的な土石の堆積）を行っている場合は、**指定日から21日以内（令和7年5月1日～22日）に工事内容の届出が必要**となります。

■ 規制開始前に行われた盛土等も安全に保つ必要があります。

盛土等が行われた土地では、過去に行われた盛土等も含めて、土地所有者等が常に安全な状態に維持する必要があります。

詳細
または
お問合せ先

鹿児島県 土木部 監理課 盛土対策室
住所 〒890-8577 鹿児島県鹿児島市鴨池新町10番1号
TEL 099-286-3695 E-mail morido@pref.kagoshima.lg.jp

鹿児島県HP
盛土規制法
ページはこちら



QRコード